

令和 7 年 6 月 30 日

三重県知事殿

医療法人の住所 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

医療法人の名称 医療法人大木会

理 事 長 名 笠井 啓次

電 話 0593 (95) 1000

決 算 届

令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 大木会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2

(3) 設立認可年月日 平成 18 年 3 月 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 18 年 3 月 20 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病 床数
診療所	大木歯科医院	0305264	三重県鈴鹿市南長太町字鎗添 2505 番地 2	
診療所	大木歯科医院 四日市	0205712	三重県四日市市諏訪栄町 5 番 5 号	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 5 月 27 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 3 月 31 日 令和 7 年度予算の承認

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〔決算様式2〕

法人名 医療法人大木会

※医療法人整理番号

C102

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,812,145 千円
2. 負 債 額	98,670 千円
3. 純 資 産 額	1,713,475 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		1,388,309
B 固 定 資 産		423,836
C 資 産 合 計 (A+B)		1,812,145
D 負 債 合 計		98,670
E 純 資 産 (C-D)		1,713,475

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土	地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建	物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

[決算様式3-4]

法人名 医療法人太木会

※医療法人整理番号 C102

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,388,309	I 流 動 負 債	69,072
II 固 定 資 産	423,836	II 固 定 負 債	29,598
1 有 形 固 定 資 産	373,709	負 債 合 計	98,670
2 無 形 固 定 資 産	5,451	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	44,676	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,100
		II 積 立 金	1,693,375
		純 資 産 合 計	1,713,475
資 産 合 計	1,812,145	負債・純資産合計	1,812,145

[決算様式4-2]

法人名 医療法人大本会

※医療法人整理番号 C102

所在地 三重県鈴鹿市南長太町字鎗添2505番地2

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,325,012
2 事業費用	1,067,188
本来業務事業利益	257,824
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	257,824
II 事業外収益	9,155
III 事業外費用	44
経常利益	266,935
IV 特別利益	22,117
V 特別損失	577
税引前当期純利益	288,475
法人税等	75,407
当期純利益	213,068

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人大木会

理事長 笠井 啓次 殿

私は、医療法人大木会の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 26 日

医療法人大木会

監事 武智 道博

法人名 医療法人 大木会

所在地 三重県鈴鹿市南長太町銀添2505番地2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	K&D'ジ'ネ'特'ト'㈱	三重県亀山市	1,812,145	不動産の賃貸	不動産の貸主	駐車場(看 板)・避難カ-の 賃貸支払い	82,266	未払費用	4,606

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	笠井 啓次	歯科医師	当法人理事長	資金の借入	23,347	短期借入金	23,347

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・無利息、無期限、返済金額については双方協議のうえ決定している。